

専 第 1 1 号

専 決 処 分 書

令和7年度水俣市の一般会計補正予算（第8号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和7年12月24日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う支援のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

(別 紙)

令 和 7 年 度

水俣市一般会計補正予算書

令和7年度 水俣市一般会計補正予算（第8号）

令和7年度水俣市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67,293千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,807,674千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第8号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
14 国庫支出金		2,904,663	67,293	2,971,956
	2 国庫補助金	987,405	67,293	1,054,698
補正されなかった款に係る額		13,835,718		13,835,718
歳入合計		16,740,381	67,293	16,807,674

歳出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		2,634,487	67,293	2,701,780
	1 総務管理費	2,239,406	67,293	2,306,699
補正されなかった款に係る額		14,105,894		14,105,894
歳出合計		16,740,381	67,293	16,807,674

第2表 繰越明許費補正

1 変更

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
2 総務費	1 総務管理費	物価高騰対策生活応援商品券事業	千円 265,843	千円 333,449

令和7年度

水俣市一般会計補正予算説明書

令和7年度 水俣市一般会計歳入歳出補正予算（第8号）事項別明細書

1 総括

（歳入）

（単位：千円）

款	既定額	補正額	計
14 国庫支出金	2,904,663	67,293	2,971,956
補正されなかった款に係る額	13,835,718		13,835,718
歳入合計	16,740,381	67,293	16,807,674

（歳出）

（単位：千円）

款	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国庫支出金	地方債	
2 総務費	2,634,487	67,293	2,701,780	67,293		
補正されなかった款に係る額	14,105,894		14,105,894			
歳出合計	16,740,381	67,293	16,807,674	67,293		

2 歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	599,732	67,293	667,025	1 総務管理費補助金	67,293	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 67,293
計	987,405	67,293	1,054,698			

3 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
8 企画費	566,078	67,293	633,371	67,293				10 需用費 300 消耗品費 300		
								11 役務費 98 通信運搬費 98		
								12 委託料 1,745 物価高騰対策生活応援商品券 事業業務委託料 1,745		
								13 使用料及び賃借料 50 備品設置手数料 50		
								19 扶助費 65,100 物価高騰対策生活応援商品券 給付金 65,100		
計	2,239,406	67,293	2,306,699	67,293						